

第8 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金

1 沿革及び概要

(1) 沿革

- ① 国は、平成21年5月に成立した平成21年度補正予算の中で、火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、各都道府県に社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金を交付し、各都道府県が基金を設置してそれを財源とし、平成23年度までに、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備等を行うことにした。
- ② 広島県もこの国の交付金を活用して社会福祉施設等の耐震化等を計画的に整備するため、平成21年7月に「広島県社会福祉施設等耐震化等整備基金条例」を定めて、「広島県社会福祉施設等耐震化等整備基金」を設置し、耐震化整備事業及びスプリンクラー整備事業を実施することになった。
- なお、平成23年度に基金事業が延長(事業終了年度まで)になったことに伴い、国からの追加交付金を基金への積み増しを行い、平成24年度以降も引き続き事業を実施することになった。

(2) 概要

補助金名称	広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金
制度の概要	地震や火災発生時に自力で避難することが困難な入所者の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラーの整備を行う。
制度の目的・趣旨	地震や火災発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保する。
補助金を受ける要件	第3 監査対象補助金の概要(21 ページ)参照
補助基準	第3 監査対象補助金の概要(25 ページ)参照
補助率	第3 監査対象補助金の概要(29 ページ)参照
その他	特になし

2 児童養護施設 こぶしヶ丘学園 個別報告書

(1) 監査の対象

平成23年度広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費に対する補助金の執行状況について

(2) 施設概要

① 施設の名称

児童養護施設 こぶしヶ丘学園

② 所在地

所在地 〒720-2412 広島県福山市加茂町大字下加茂 899
電話番号 084-972-5811

③ 施設の種類

児童養護施設

④ 設置主体

社会福祉法人こぶしの村福社会

⑤ 入所定員

60名

(3) 受取補助金

決定額 300,701,000円
既履行分 279,797,000円
未履行分 20,904,000円

(4) 監査の実施状況

① 監査に際し確認した主な書類

- ・ 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金交付申請書及び事業実績報告書
- ・ 社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業整備計画協議書
- ・ 設計者選定等に関する資料
- ・ 建物新築に係る施工事業者決定に関する入札関係資料
- ・ 建物新築工事, 土地購入, 契約書及び支払い関係資料

- ・ 建物新築工事に係る工事監理報告書
- ・ 事業に関する検査調書

② 監査の実施状況

平成24年8月27日に、児童養護施設こぶしヶ丘学園に臨場のうえ、提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて、広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費に対する補助金の執行状況について監査を行った。

(5) 監査の結果

児童養護施設こぶしヶ丘学園に関する広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費に対する補助金の執行状況等について、以下の指摘事項について改善の必要がある。

① 土地・建物取得に至る経緯

平成22年9月	広島県から園舎が耐震構造であるかの調査指示があり、専門業者に調査依頼した結果、耐震構造でないことが判明した。 検討の結果、当施設は築後30年を経過し、腐敗・漏水などがあり、補強工事では解決できないので、耐震化建築をすることとした。
平成22年12月20日	設計業者は3者指名競争入札の結果決定した。 (H設計株)(委託契約) 土地は隣接の農地取得予定 (面積3,031㎡、予定の価格22,485,400円) 建築費特別会計・施設整備等予算 544,293,750円計上 (国県4分の3補助, 法人負担4分の1)
平成23年5月19日	土地取得 地権者4名から公簿3,031㎡を22,485,400円(農地であったが、前所有者が地目変更した。)
平成23年6月13日	接道許可の申請
平成23年6月13日	事前相談(30cmを超える盛土なし)
平成23年6月13日	接道許可の通知

第8 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金

平成 23 年 6 月 13 日	(建築業分)確認申請書提出
平成 23 年 6 月 13 日	緑化計画書提出
平成 23 年 6 月 13 日	工事請負契約書締結
平成 23 年 6 月 13 日	建築確認済証交付
平成 23 年 8 月 5 日	A産業㈱と建物の建築請負契約 請負代金 409,319,400 円(本体 389,828,000 円)
<p>工事監理報告書</p> <p>平成 23 年 9 月 1 日, 10 月 7 日, 11 月 4 日, 12 月 5 日 平成 24 年 1 月 5 日, 2 月 6 日, 3 月 1 日, 4 月 4 日, 5 月 10 日, 6 月 6 日, 7 月 6 日</p>	

② 建物代金支払の状況

平成 23 年 9 月 12 日	20,000,000 円
平成 23 年 12 月 15 日	80,000,000 円
平成 24 年 4 月 16 日	287,797,000 円
監査日現在 未払	21,522,400 円
計	409,319,400 円

③ 建物の取得

登記簿謄本により確認したところ、次のとおりであった。

建築年月日 平成 24 年 3 月 30 日

保存登記日 平成 24 年 4 月 20 日

建物の完成は、平成 23 年度中の平成 24 年 3 月 30 日である。期間内の取得であり、適正と認められる。

④ 補助対象施設等の範囲について

補助金の対象工事の中に、子鹿学園ではその全てを対象外とし、また、子供の家三美園ではその大部分を対象外として取り扱っている厨房機器の取得に関する費用が含まれていた。

(単位:円)

施設名	整備費		取り扱い
	設計見積	実施工金額	
こぶしヶ丘学園	9,151,000	5,000,000	建築主体工事費に含まれているもののうち、移動テーブル等設計見積りベースで555,200円分を対象外経費として除外
子鹿学園	—	—	当補助金による施設整備事業から除外(別契約により整備)
子供の家三美園	5,266,880	3,779,200	建築主体工事費に含まれているもののうち、ライスタック等設計見積りベースで3,322,080円分を対象外経費として除外

こぶしヶ丘学園においては、厨房機器について、移動テーブル(3点)、炊飯台車付テーブル(1点)、IH炊飯ジャー(1点)、芯温センサー(1点)、スープジャー(1点)、保温ジャー(1点)、常温配膳車(2点)及び備品ホテルパン(9点)について対象外としていたが、他の厨房機器46点については、補助対象経費に含まれるものとして処理されており、これらの厨房機器に対し6,865,000円の補助金が交付されていた。

これに対して、子供の家三美園については、厨房機器のうち、シンク等を除いたほとんどの機器について対象外工事費として除外している。

また、子鹿学園においては、厨房機器の取得について、当初より耐震化にかかわる施設整備の契約には含まれていなかった。

なお、厨房機器に対する補助金の交付については、平成25年2月5日に広島県子ども家庭課より、国に再確認を行ったところ問題がないとの回答を得たとの説明があった。

⑤ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に関する報告について

国が定める社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金等管理運営要領によると、事業完了後、事業者から県知事に対し報告をすべきとされている、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、監査日現在報告がなされていなかった。県交付要綱に規定を設けるべきであったが、その規定が欠落しており、県の担当者に確認したところ、以下のとおり規定し、改めて事業者から報告を求めることとしたとのことであった。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領

第4 特別対策事業を実施する場合の交付の条件

(2) 都道府県が市町村等または民間事業者に対して助成する場合
 サ 事業者が民間事業者の場合，上記アからコの条件に加え，以下の条件を付さなければならない。

(ア) 事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には，速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

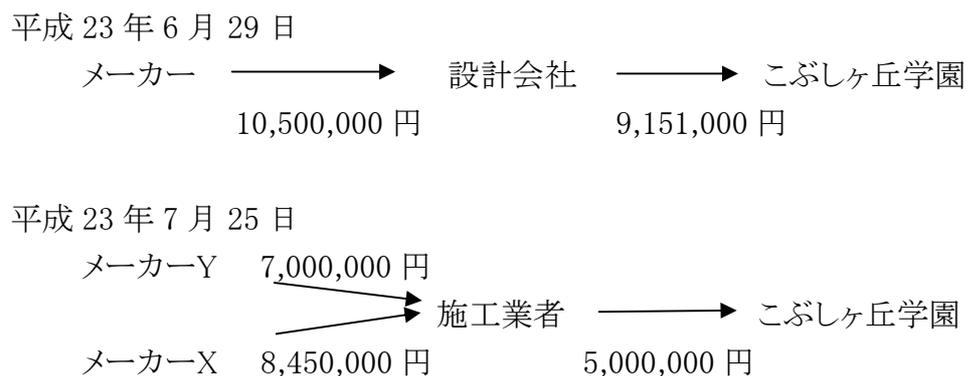
(中略)

また，都道府県知事に報告があった場合には，当該仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

⑥ 補助金対象施設の価格(建物と厨房機器の価格操作)

当初，メーカーから設計会社に対して提示された見積金額は 10,500,000 円であり，設計会社が発注者に対して提示した見積金額は 9,151,000 円であった。

後に別のメーカー2 者のうち，1 者が請け負った施工業者に提示した見積金額は 8,450,000 円で，もう 1 者のメーカーが施工業者に提示した見積金額は 7,000,000 円であった。施工業者は発注者に対して提示した金額は，設置費用を含んだ 5,000,000 円であった。



厨房機器の価格の決定についての上記のような経緯からすれば，意図的に厨房機器の価格を低くし，その分建物本体価格が水増しされているのではないかとの疑念が残る。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 補助対象施設等の範囲について

A 「施設に固定されるもの」における「固定」の取り扱いについて

広島県地域福祉課こども家庭課に対して、こぶしヶ丘学園における厨房機器の取り扱いについて、見解を求めたところ、県の回答は次のとおりであった。

耐震化整備事業の補助対象経費について

平成24年9月3日

〔地域福祉課
こども家庭課〕

児童養護施設「こぶしヶ丘学園」耐震化整備事業に係る広島県包括外部監査人からの質問に対して、次のとおり回答する。

- 平成17年度の国庫補助制度の改正により、社会福祉施設の設備整備のうち、「施設と一体的に整備され、かつ、施設に固定されるもの、及び設備を整備することにより施設の設計に影響を及ぼすもの」については、本体工事として、施設整備に統合された。
- このことについて、平成16年3月2日開催の厚生労働省社会・援護局関係主管課長会議資料（福祉基盤課）において、次のとおり具体例が挙げられている。
 - ① 施設に固定されるもの
(例) 厨房機器（大型回転釜、焼物器、大型冷蔵庫、作業台、湯沸器等）、壁面収納棚、非常通報装置、外部監視用ビデオカメラ、壁面用助木、感染症予防対策設備、姿勢矯正鏡、空缶プレス機、包装機、ビニールハウス、編集機、陶芸炉、大型遊具 等
 - ② 設置するために施設整備の設計に影響を及ぼすもの
(例) 介護ベッド、洗濯機、脱水機、乾燥機、パソコン（構内LANと併せて整備されるものに限り）等情報処理機器、コンベアシステム 等
- 社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領において、耐震化事業の対象経費として「施設の整備と一体的に整備されるものも含む。」とされ、上記と同一の内容である。
- 補助の範囲は、これら具体例を参考に、電源や給排水設備の要否を勘案して判断しており、この度の厨房について、補助対象として認めたものの判断について問題はない。

しかし、この点についての包括外部監査人の見解は次のとおりである。

平成16年3月2日厚生労働省社会・援護局関係主管課会議資料によっても、「ただし、これらの施設整備への統合の趣旨により個々に判断するものである。」とされている。

a 制度の趣旨

平成21年7月31日付け「社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の運営について」(厚生労働省社会・援護局長)によると、当事業の目的として「地震発生時に自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設等の安全を確保するため、耐震化整備を図ることを目的とする。」と規定されている。

b 厨房機器の固定の程度・内容

厨房機器は、L字型の金具で機器と壁とを、機器と床とをネジで留めているというものである(各機器の固定の状況に関する写真参照)。

c 厨房機器の固定の程度・内容は、上記bのとおりであるが、これは、地震の際に、家具等の揺れによる転倒を防止する為の防止策と同じ程度・内容であって、これによって、機器と建物とが「一体のもの」であるとは言えない。厨房機器の多くは、移動可能であり、建物附属設備と一体のものではなく、器具備品と言われるものである。

したがって、厨房機器については、補助金の対象外であり、補助金を支給するとした県の決定は不適正であると考ええる。

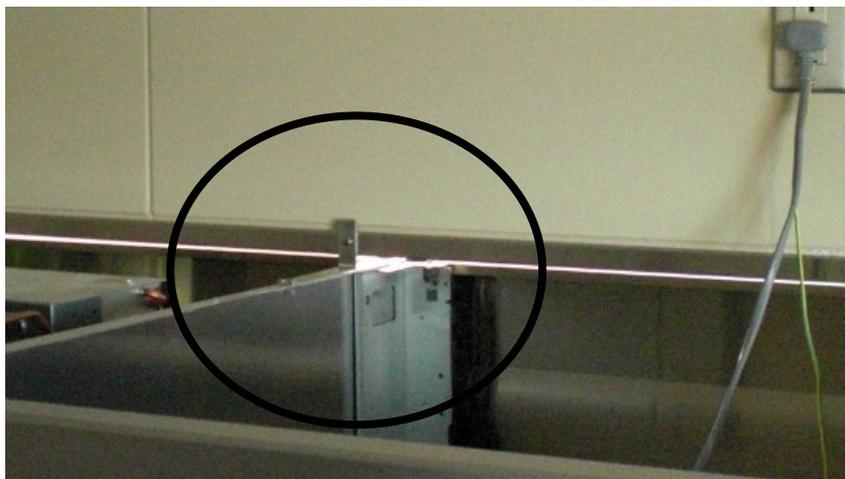
■ 冷凍冷蔵庫の固定の状況



■ キャビネットテーブルの固定の状況



■ パススルー冷蔵庫及び冷凍庫の固定の状況



■ 中棚付ワークテーブルの固定の状況



■ 包丁まな板殺菌庫の固定の状況



B 判断基準の不明確さ(県職員の聞き取りにおける見解の変遷)

平成 24 年 6 月 7 日に児童養護施設子供の家三美園について個別監査を実施した。本施設については、厨房機器のうちシンク等は除いたほとんどを対象外工事費として除外していた。

監査に際し、県職員に設備が補助金対象外であるのか、補助金対象となるのかの具体的な判断基準が示された資料の提示を求めたところ、その基準については、明確な明文規定等は設けられておらず、各担当者が、場合によっては国に直接確認する等して、個々に対応しているとのことであった。

その後の県職員からのヒヤリングの際に、改めて、何が補助金対象経費に含まれ、何が含まれないのか、基準を示して貰いたいとの申し入れをし、県から回答がなされたのが次の表である。

第8 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金

2 補助対象経費の取り扱い

(1) 耐震化整備事業（改築，増改築，老朽民間社会福祉施設整備）

内 容	補助対象 の要否	根拠及び考え方等
土地買収費	×	根拠：広島県社会福祉施設等耐震化等整備特別対策事業費補助金交付要綱，社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領
土地整地費	×	根拠：広島県社会福祉施設等耐震化等整備特別対策事業費補助金交付要綱，社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領
職員の宿舎，車庫，倉庫に要する費用	×	根拠：広島県社会福祉施設等耐震化等整備特別対策事業費補助金交付要綱，社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領
工事事務費	○	根拠：広島県社会福祉施設等耐震化等整備特別対策事業費補助金交付要綱，社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領，社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱 考え方：工事費又は工事請負費の2.6%を限度額として，工事施工のため直接必要な事務に要する費用で，旅費，消耗品費，通信運搬費，印刷製本費及び設計監督料等を補助対象としている。

本体工事費		根拠：広島県社会福祉施設等耐震化等整備特別対策事業費補助金交付要綱，社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領，社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱
建築工事費	○	考え方：施設の工事費又は工事請負費（施設の整備と一体的（※）に整備されるものも含む。）を補助対象としている。 ※一体的とは，建物に固定して整備するもので，施設の建築工事と一体的に整備される家具，厨房設備等は補助対象としている。
設備工事費	○	考え方：施設の建築工事と同時に整備される設備工事費又は設備工事請負費を補助対象としている。 （建築物に設ける電気，ガス，給水，排水，換気，暖房，冷房，消火，排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突，昇降機若しくは避雷針等の建築設備）
外構工事費	×	考え方：建築付属物としての門・塀等及び植栽工事，駐車場整備等の外構工事は補助対象外としている。
解体撤去工事費	○	根拠：広島県社会福祉施設等耐震化等整備特別対策事業費補助金交付要綱，社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領，社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱 考え方：解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮施設整備に必要な賃借料，工事費又は工事請負費を補助対象としている。

その後、平成24年8月27日に児童養護施設こぶしヶ丘学園について個別監査を実施した。

本施設は、厨房機器について、移動テーブル(3点)、炊飯台車付テーブル(1点)、IH炊飯ジャー(1点)、芯温センサー(1点)、スープジャー(1点)、保温ジャー(1点)、常温配膳車(2点)及び備品ホテルパン(9点)について対象外としていたが、他の厨房機器46点については、補助対象経費に含まれるものとして処理されており、これらの厨房機器に対し6,865,000円の補助金が交付されていた。

そこで、県の職員に改めて、基準について説明を求めたところ、県から提示され、9月3日に受領したものが、前掲(135ページ)の「耐震化整備事業の補助対象経費について」である。

それによると、設備整備のうち、「施設と一体的に整備され、且つ、施設に固定されるもの、及び・・・」については本体工事として、施設整備に統合され、その具体例として厨房機器等が「施設に固定されるもの」が挙げられている。ここでいう「固定」とはどのようなものが想定されているのであろうか。地震の際に家具類の転倒防止の為にL字型の金具で家具と壁面とをネジで留めることが推奨されているが、このような内容程度のもので「施設と一体的」であり「施設に固定された」と判断されるのであろうか。その判断には大いに疑念が残るものとなっている。

どのような施設整備が施設整備として補助金対象に該当するのか、例示も含めて、基準の内容をできる限り明確にして補助金を利用しようとする社会福祉法人に提示がなされるべきであろう。

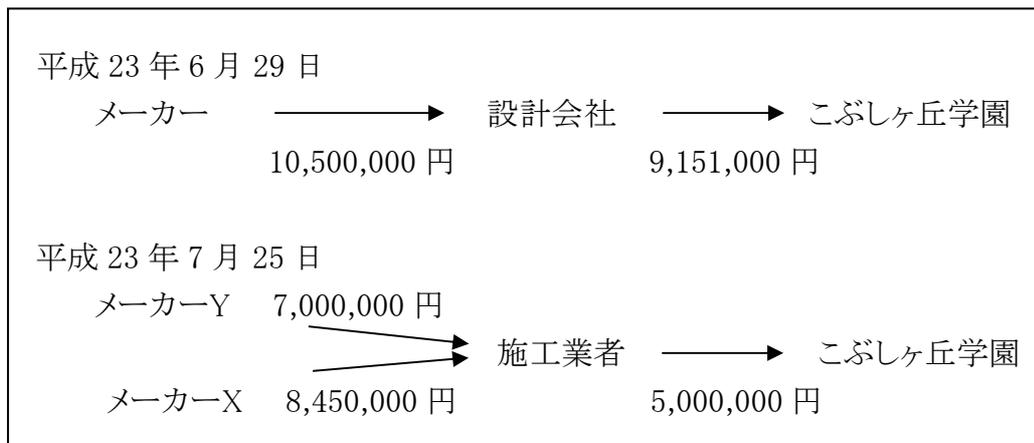
他方、県の担当職員間においても、基準の内容についての情報の共有化をしなければならない。そうでないと担当者によって、助言等の内容に差異が生ずることになるからである。それでは、行政事務処理において要請される明確でありかつ統一的であること及び公平、平等であることが害されることになるからである。

② 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に関する報告について

事業終了後、事業者から県知事に対し報告をすべきとされている、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、監査日現在報告がなされていなかった。

当該施設は課税業者に該当しないということであったが、当該税額がないとしても、県としては、その旨の報告を受けるべきである。

③ 厨房機器の価格について



発注者であるこぶしヶ丘学園に対する工事費内訳書は、厨房機器の価格の決定についての上記経緯からすれば、厨房機器の価格は 5,000,000 円の倍の 10,000,000 円程度が相当であり、意図的に厨房機器の価格を低くし、その分建物本体価格が水増しされ、結果として補助金が過大に支給決定されたのではないかとの疑念が残る。

今後の補助金決定に際しては、実際の工事費内訳を調査し、決定していただきたい。

3 障害児入所施設・障害者支援施設 子鹿医療療育センター 個別報告書

(1) 監査の対象

平成23年度広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費に対する補助金の執行状況について

(2) 施設概要

① 施設の名称

重症心身障害児施設 子鹿学園（平成24年4月「障害児入所施設・障害者支援施設 子鹿医療療育センター」に改称）

② 所在地

所在地 〒728-0025 広島県三次市栗屋町柳迫 1664 番地
（旧施設の所在地 広島県三次市栗屋町 4901 番地）

電話番号 0824-63-1151

ホームページ <http://www.pionet.ne.jp/~kojika/index.html>

③ 施設の種類

重度障害児施設

④ 設置主体

社会福祉法人ともえ会

⑤ 入所定員

入 所	短期入所事業	日中一時支援事業
80 名	4 名/日	4 名/日

(3) 受取補助金

決 定 額 496,425,000 円

既履行分 496,425,000 円

(4) 監査の実施状況

① 監査に際し確認した主な書類

- ・ 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金交付申請書及び事業実績報告書

- ・ 老朽民間社会福祉施設整備計画協議書
- ・ (福)ともえ会(法人本部)平成23年度決算書及び総勘定元帳
- ・ 工事業者選定等に関する理事会議事録
- ・ 建物新築に係る施工事業者決定に関する入札関係資料
- ・ 建物新築工事, 土地購入, 土地造成工事に関する契約書及び支払い関係資料
- ・ 建物新築工事に係る工事監理報告書
- ・ 事業に関する検査調書

② 監査の実施状況

平成24年7月24日及び7月25日に, 重症心身障害児施設 子鹿学園(現「障害児入所施設・障害者支援施設 子鹿医療療育センター」)に臨場の上, 提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて, 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費に対する補助金の執行状況について監査を行った。

(5) 監査の結果

重症心身障害児施設 子鹿学園(現「障害児入所施設・障害者支援施設 子鹿医療療育センター」, 以下「当施設」という。)に関する, 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費に対する補助金の執行について, 以下の指摘事項について改善の必要がある。その他は, 関係諸法令等に基づき, 適正に執行されていると認められる。

① 土地・建物取得に至る経緯

土地及び建物の取得に至る経緯を確認したところ, 適正に処理されていると認められる。

日付	内 容
平成21年4月6日	不動産売買契約 三次観光開発株
平成21年4月16日	社会福祉施設の整備計画について(照会)
平成21年5月11日	社会福祉施設の整備計画について(回答)
平成21年9月15日	社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業に係る整備計画について(提出)
平成22年6月23日	社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業に係る整備計画について(照会)

第8 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金

平成 22 年 9 月 18 日	理事会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・子鹿学園新築補助事業の実施について ・子鹿学園建築設計の契約について 3 者合見積りによる随意契約(「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」に該当) ・子鹿学園敷地造成工事の契約について 指名競争入札(「契約の性質又は目的が一般競争入札に適さない場合」に該当) 								
平成 22 年 9 月 18 日	設計委託契約(大旗連合建設設計㈱)								
平成 22 年 10 月 8 日	社会福祉施設整備に係る意見書の交付について(申請)								
平成 22 年 10 月 28 日	事業計画書								
平成 23 年 1 月 31 日	造成工事入札								
平成 23 年 2 月 1 日	造成工事契約(大栄重機㈱)								
平成 23 年 3 月 31 日	委託業務完了通知書(基本・実施設計)								
平成 23 年 4 月 11 日	平成 23 年度社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金の内示について(通知) <table border="1" data-bbox="683 1234 1362 1435"> <tr> <td>対象経費の実支出(予定)額</td> <td>1,454,250,000 円</td> </tr> <tr> <td>補助基準額</td> <td>678,300,000 円</td> </tr> <tr> <td>補助基本額</td> <td>678,300,000 円</td> </tr> <tr> <td>補助内示額</td> <td>508,725,000 円</td> </tr> </table>	対象経費の実支出(予定)額	1,454,250,000 円	補助基準額	678,300,000 円	補助基本額	678,300,000 円	補助内示額	508,725,000 円
対象経費の実支出(予定)額	1,454,250,000 円								
補助基準額	678,300,000 円								
補助基本額	678,300,000 円								
補助内示額	508,725,000 円								
平成 23 年 4 月 30 日	理事会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・子鹿学園新築工事の契約方法 指名競争入札(「一般競争入札に適さない場合」及び「一般競争入札に付することが不利と認められる」に該当) 								
平成 23 年 5 月 27 日	子鹿学園新築工事 入札 (株)フジタ落札								
平成 23 年 5 月 28 日	理事会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・子鹿学園新築工事監理の委託契約について 3 者相見積りによる随意契約(「契約の性質又は目的が競争入札に適さない場合」に該当) 								

第8 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金

平成23年 5月28日	監理委託契約(大旗連合建設設計(株))						
平成23年12月16日	平成23年度 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金交付申請書						
平成24年3月15日	竣工届						
平成24年3月15日	委託業務完了通知書(監理)						
平成24年3月15日	工事契約金額報告書						
平成24年3月30日	平成23年度広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金事業実績報告 <table border="1" data-bbox="683 752 1241 904"> <tr> <td>総事業費</td> <td>1,252,440,000円</td> </tr> <tr> <td>補助基準額</td> <td>661,900,000円</td> </tr> <tr> <td>補助金額</td> <td>496,425,000円</td> </tr> </table>	総事業費	1,252,440,000円	補助基準額	661,900,000円	補助金額	496,425,000円
総事業費	1,252,440,000円						
補助基準額	661,900,000円						
補助金額	496,425,000円						
平成24年3月30日	検査調書						
工事監理報告書 平成23年 8月10日, 9月14日, 10月12日, 12月14日 平成24年 1月11日, 2月8日, 3月15日							

② 補助対象外工事の範囲について

本来補助金の対象とすべき、電話設備等の設置費用について、補助金の対象外として申請がなされていた。この点について当施設に確認したところ、補助金の対象工事、対象外工事の区分は、当補助金の申請準備段階において、県の担当者の指導に従って行ったとのことであった。

なお、当施設に関しては、上記補助対象外工事の範囲の誤りによる補助金への影響は生じていなかった。

③ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に関する報告について

国が定める社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金管理運営要領(50ページ参照。以下「国の基金管理運営要領」という。)によると、都道府県が民間業者に対して助成する場合に付す条件の一つとして「事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、速やかに都道府県知事に報告しなければならない。」と定められている。しかし、事業完了後である監査日現在、事業者から県知事に対し、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、報告はなされていなかった。

県の担当者に確認したところ、県交付要綱に規定を設けるべきところ、国の規定と同じ内容の規定が欠落しており、改めて事業者から報告を求めることとしたとのことであった。

④ 寄付金の受領について

補助金額の算定に際して控除すべき寄付金の有無について確認を行ったところ、当施設整備を目的とした寄付金は受領しておらず、控除すべき寄付金はなかった。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 補助対象外工事の範囲について

広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費に対する補助金(以下「当補助金」という。)に関しては、広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金交付要綱(以下「県交付要綱」という。)第2条において、対象事業として一体で整備した施設等のうち、職員の宿舍の整備に要する費用のように補助の対象とならないものが定められている。この補助の対象にならない施設等の範囲については、県交付要綱以外に明確な明文規定等は設けられておらず、各担当者が、場合によっては国に直接確認する等して、個々に対応しているとのことであった。

事業を実施する事業者毎に補助の対象範囲が異なることは、当然のことであるがあってはならないことである。他の補助金においても、補助対象か否かの判断が不明確なものが存在することを考えると、補助事業の計画段階において、補助の対象範囲について、明文化した統一的な判断基準(個別の具体例を含む)を設けると共に、各担当者に対する集合研修を実施する等して補助対象の範囲に不均一が生じないような対策を講じる必要があると考える。

県交付要綱

(補助金交付の対象等)

第2条 この補助金の交付対象となる事業(以下「特別対策事業」という。)は、次のとおりとする。

運営要領の別添「社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金による特別対策事業」に掲げる耐震化整備事業とスプリンクラー整備事業。ただし、次に掲げる事業は、特別対策事業の対象としない。

- ア 既に実施している事業
- イ 他の国庫負担(補助)制度により現に当該事業の経費の一部を負担し、又は補助している事業
- ウ 土地の買収又は整地等の資産を形成する事業
- エ 職員の宿舎、車庫又は倉庫の建設に係る事業
- オ その他施設整備として適当と認められない事業

② 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に関する報告について

国の基金管理運営要領第4 特別対策事業を実施する場合の交付の条件(2)サ(ア)の規定は、補助金の交付を受けて整備した施設等に係る課税仕入に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)について、国から還付を受け、または他の課税売上に係る消費税等から控除することによる、補助金の二重取りの効果防止のために設けられた規定であると解されるが、県交付要綱には国の規定と同じ内容の規定が設けられていなかった。

県交付要綱から国の規定と同じ内容の規定が欠落した原因は明らかではないが、限られた予算の中で実施する補助事業等について、より適正にその執行が図られるよう、国の定める交付要綱等の規定の内容を精査した上で、県の交付要綱等への反映が確実にされるよう改善を図る必要があると考える。

4 児童養護施設 子供の家三美園 個別報告書

(1) 監査の対象

平成 22 年度及び平成 23 年度広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費に対する補助金の執行状況について

(2) 施設概要

① 施設の名称

児童養護施設 子供の家三美園

② 所在地

所在地 〒722-0215 広島県尾道市美ノ郷町三成 372

電話番号 0848-48-0045

ホームページ <http://dohen.ecgo.jp/>

③ 施設の種類

児童養護施設

④ 設置主体

社会福祉法人広島県同胞援護団体

⑤ 入所定員

90 名

(3) 受取補助金

決定額 502,875,000 円

既履行分 502,875,000 円

(4) 監査の実施状況

① 監査に際し確認した主な書類

- ・ 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費補助金交付申請書及び事業実績報告書
- ・ 社会福祉施設等施設整備特別対策事業整備計画協議書
- ・ (福)広島県同胞援護団体平成 22 年度及び平成 23 年度決算書
- ・ 設計者選定等に関する資料
- ・ 建物新築に係る施工事業者決定に関する入札関係資料

- ・ 建物新築工事, 土地造成工事に関する契約書及び支払い関係資料
- ・ 建物新築工事に係る工事監理報告書
- ・ 事業に関する検査調書

② 監査の実施状況

平成24年6月7日に, 児童養護施設子供の家三美園に臨場のうえ, 提示を受けた関係資料及び関係者からの聞き取りに基づいて, 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費に対する補助金の執行状況について監査を行った。

(5) 監査の結果

児童養護施設子供の家三美園に関する, 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業費に対する補助金の執行について, 以下の指摘事項について改善の必要がある。その他は, 関係諸法令等に基づき, 適正に執行されていると認められる。

① 土地の造成及び建物取得に至る経緯

日付	内容
平成21年10月19日	法人内部での工事価格予定 700,000,000円
平成21年10月31日	設計事務所3者選定 入札により杉田建築設計事務所 落札
平成21年11月16日	杉田建築設計事務所 価額見積り 740,000,000円
平成22年4月21日	整備計画協議書の提出 杉田建築設計事務所 平成22年4月20日見積添付 740,000,000円
平成22年4月28日	補助金の内示について(通知) 補助基本額 金268,200,000円 補助内示額 金201,150,000円(3/4)
平成22年8月24日	入札 (建築工事・土木工事)
平成22年10月14日	入札の結果, (株)砂原組に決定 砂原組 平成22年9月24日工事見積書 788,800,000円 (本体)(工事内訳書あり)

第8 広島県社会福祉施設等耐震化等施設整備特別対策事業補助金

平成22年12月22日	平成22年度交付申請書 申請額 金 201,150,000円
平成23年1月12日	平成22年度補助金交付決定 金額 金 201,150,000円
平成23年7月12日	事業実績報告書
平成23年8月25日	補助金(平成23年度への繰越分)の額の確定 交付決定額 金 201,150,000円 確定額 金 201,150,000円
平成22年11月21日	平成23年度補助金交付申請 申請額 金 301,725,000円
平成23年5月16日	宅地造成に関する工事の許可(尾道市)
平成23年8月23日	建築確認済証(尾道市)
平成23年12月16日	平成23年度補助金交付決定 事業に必要な経費の金額 金 402,300,000円 補助金の額 金 301,725,000円
平成24年1月31日	建築基準法による検査済証(尾道市)
平成24年1月31日	竣工届
平成24年2月8日	平成23年度事業実績報告書
平成24年3月13日	補助金の額の確定 交付決定額 金 301,725,000円 確定額 金 301,725,000円
平成24年3月7日	検査調書
<p>工事監理報告書</p> <p>平成23年1月20日, 2月8日, 3月7日, 4月7日, 5月12日, 6月9日, 7月8日, 8月4日, 9月7日, 10月7日, 11月7日, 12月6日, 平成24年1月10日, 2月8日 平成24年1月31日 工事監理業務完了報告</p>	

A 建物の取得

竣工届は、平成24年1月31日であり、平成24年3月31日までの期限内に完成している。

B 過去の大規模修繕工事並びに増築その他の整備工事

a 平成11年の大規模修繕工事

暖房器具の取替えや内外装の整備及び改修工事であって、旧建物の耐震性に係わる工事ではない。

b 平成16年の増築その他の整備工事

女子の入所が可能になるように女子寮（2階建て建物）を新築し、その他の整備工事の内容は、床の一部整備、収納の整備（集会室を児童室へ転用）及び床仕上、収納の整備（児童室を集会室へ転用）を内容とするもので旧建物の耐震性に係わる工事ではない。

② 補助対象外工事の範囲について

本来、造成工事は、補助金の対象外工事とされている。建物新築工事が竣工するまでに造成工事も施工されており、建物新築工事を監理した業者が造成工事の監理も行っていることが判明した。

③ 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に関する報告について

事業終了後、事業者から県知事に対し報告をすべきとされている消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、監査日現在報告がなされていなかった。

④ 寄付金の受領について

工事に関して寄付金募集の有無を検討した。

寄付金募集については、入園者の保護者の所得格差の事情もあり、行わないこととしている旨の回答であった。

寄付金収入内訳一覧表の提示を受け検討したが、当工事に該当するものはなく、問題はないと思われる。

(6) 包括外部監査の結果に添えて提出する意見

① 補助対象外工事の範囲について

建物新築工事について監理を行った業者の担当者の説明によれば、建物建築工事と造成工事の監理業務の比率は大概7対3であったということであり、補助金の対象とされる施工監理業務費用の中に、3割に相当する業

務費用は対象外とされるべきであるのに、含まれていることになる。

当該施設に関しては、上記補助金対象業務の範囲の誤りによる補助金の影響は生じていなかったが、補助金の執行者である県としては、工事竣工後の検査において、補助金の対象外工事部分が含まれていないか厳正に説明を受け検査されるべきである。

② 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に関する報告について

当該施設は簡易課税方式を採用しているということであったが、当該税額がないとしても、県としては、その旨の報告を受けるべきである。

第9 広島県介護基盤緊急整備等基金補助金

1 沿革及び概要

(1) 沿革

① 国は、平成 21 年 5 月に成立した平成 21 年度補正予算の中で、「介護分野における経済危機対策」として雇用の創出・人材養成等につがるよう、市町村が介護施設等を整備する事業及び民間業者が整備する事業によって介護拠点等の緊急整備に関する介護基盤緊急整備等臨時特例交付金を創設した。地域密着型サービスの拠点、施設の整備及び既存施設のスプリンクラーの整備を促進することとされた。

② 広島県は、国のこの特例交付金を財源とした「広島県介護基盤緊急整備等基金」を造成し、「広域型施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等実施要綱」及び「小規模施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等実施要綱」を定め、平成 21 年から平成 23 年度まで事業を行うこととした。

また、平成 22 年 11 月、国の「経済危機対応・地域活性化予備費」により介護基盤緊急整備等臨時特例交付金が積み増しされるとともに、平成 22 年 12 月に国の「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」により介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金が創設された。

なお、この基金は、実施期間が平成 24 年度末まで延長され、さらに平成 25 年度末まで延長され実施することとなった。

(2) 概要

① 制度の概要

介護施設等の整備促進を図るとともに、介護施設入所者の安全・安心を確保するため、法人等が設置する小規模介護施設等の整備等に要する経費並びに、既存の介護施設のスプリンクラー設置に要する経費等を補助する。

② 制度の目的・趣旨

社会福祉法人等が設置する小規模介護施設等の整備等に要する経費等を補助することにより、設置者の負担軽減による施設整備等の促進を図る。

③ 補助金を受ける要件等

補助金の交付要件、補助基準及び補助率は第 3 監査対象補助金の概要(31～35 ページ)参照。

2 基金の規模及び執行状況

(単位千円)

事業名	基金額	執行状況				合計
		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度 当初	
スプリンクラー整備費 補助事業(従前分)	731,751	185,194	462,609	389,645	27,350	1,064,798
スプリンクラー整備費 補助事業(拡充分)	377,342			287,094	16,214	303,308
地域介護拠点整備補 助事業(従前分)	4,292,589	268,485	1,394,424	814,889	1,519,750	3,997,548
地域介護拠点整備費 補助事業(単価増)	361,837		189,977	109,750	204,250	503,977
防災補強等改修支援 事業	171,809			12,317	126,018	138,335
ユニット化改修事業	154,189				30,000	30,000
地域支え合い体制づ くり支援事業	480,000			417,614	20,296	437,910
合計	6,569,517	453,679	2,047,010	2,031,309	1,943,878	6,475,876

3 基金の交付手続

申請者(市町又は事業者)は、「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」及び「広域型施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等実施要綱」及び「広域型施設等に係る広島県介護基盤緊急整備等基金補助金等交付要綱」等に基づいて、補助金交付申請書、申請額算出内訳、事業計画書等により交付申請を行い、県において審査の後、申請者に対し、交付している。

交付申請における申請額は、「整備計画に基づく事業の配分基礎単価」を基に行っている。

4 監査対象から除外した理由

当該補助金は、その算定に当たり、対象の施設数、定員数及び面積等を基に配分基礎単価が設定され画一的に算定(整備費用が補助算定額に満たない場合は少ない方)されていることに加え、補助金の大半は、市町村特別対策事業計画等に基づいて、施設等の整備費用の全部又は一部を、市町からの交付申請によ

り、市町に交付していることなどから、補助金の適正な執行が見込まれるため、監査対象から除外した。